

印鑑にまつわる話

税務署を含め多くの行政では、書面・押印・対面を原則として手続が行われていました。

デジタル化の推進や新型コロナウイルス感染症の流行に伴いテレワークが推奨されるようになりましたが、会社によっては紙文書への押印のためだけに出勤を余儀なくされるなど、押印の習慣、慣行が普及の妨げになるとの見方から、河野太郎行政改革担当大臣が、行政手続きでは印鑑を原則廃止し、使用する場合は理由を明示することを各省庁に通達しました。

結果として、2020年(令和2年)11月には民間から行政に対して行う14,992手続のうち、99.4%にあたる14,909手続が押印廃止の方向で進みました。税務署窓口における押印の取扱いについては、2021年(令和3年)4月1日以降、一部の手続を除き押印不要となりました。

前置きが長くなりましたが、今回は時代の流れとともに存在が薄れていく「印鑑」にまつわる話をしたいと思います。

日本における最古の印鑑は、北九州で発見された「漢委奴国王」(かんのわのなのこくおういん)と刻まれた金印です。印鑑は、まず、政府や地方の支配者の公の印として使い始め、平安・鎌倉時代になって、個人の印として印鑑を押す習慣が定着したようです。明治になって、公の印はすべて、法律の規定に従って、管理・使用されることになり、個人の印は印鑑登録制度が導入され現在に至っています。

(用語の意味・用途)

【印】

印章または印影であり、一定の権利・強制力を有するもの。

【判】

印章や印影ではあるが、記号・情報としての機能しか持たないもの。

【印章】

はんこの本体側。

【印影】

紙などに印章を押された跡。(日本の法律用語としての「印章」は、概ね「印影」を意味する。)

【認印】

一般に申し込みや受け取りなどの証明用に用いられる印。姓(苗字)のみが彫られた既製品が多く、作りが安っぽい、「二束三文」などから「三文判」とも呼ばれています。

【実印】

役所に登録した印章(登録できる印影の大きさは8mm以上25mm以内)

【銀行印】

銀行、信用金庫、信用組合などに口座を開設する際に届け出た印であり、実印と違って法的な規定はなく、各金融機関の裁量で印面の規定が決まっている。

(余談)

【捺印】

語源は「署名捺印」からで、「署名」が略されて「捺印」になっています。(契約書などに自筆の署名とともに印を押す時に使われることが多いです。)

【署名】

自分の名前を自分で手書きすること。

【押印】

語源は「記名押印」からで、「記名」が略されて「押印」になっています。(書類に「記名」とともに印を押す時に使われることが多いです。)

【記名】

自分の手書き以外の方法で名前を書くこと。(ゴム印、印字、他人による代筆)

法的効力が高い順に並べると、次のようになります。

署名 + 捺印

署名

記名 + 押印

記名のみ(法的効力はない)

実用の道具としての印章とは異なり、趣味や芸術を目的とした印章として、「**落款印**」(らっかんいん)があります。書画の作者によって書面に押され、真贋鑑定の材料となります。「落款」と呼ばれることが多いかと思います。